

別記第2号様式（第3条関係）

## 視察概要書

1 視察日時 令和5年10月25日（水）午前9時30分～午前11時00分

2 視察先 東京都荒川区議会  
（住所：東京都荒川区荒川二丁目  
2番3号）



3 調査事項 地域猫・犬への取組みについて  
避難所へのペットの同行避難について

4 視察先概要

（1）挨拶 荒川区役所 健康部長 保健予防課長事務取扱 兼  
保健所長 辻 佳織 氏

（2）説明者 荒川区役所 健康部生活衛生課長 大森 重紀 氏 ほか1名

（3）視察先概要：荒川区

人口：219,243人（令和5年12月1日現在）

面積：10.16 km<sup>2</sup>

5 調査項目

【地域猫・犬への取組みについて】

（1）多種多様な考えがある中で、行政が積極的に地域猫の対策の支援を行う  
に当たり、区民に理解してもらうための説明等について

- (2) 「飼い主がいない猫活動」の登録団体数について。また、登録団体についてNPO、ボランティア等のような組織が登録されているか
- (3) 不妊・去勢費用助成実績について、令和4年度においては35件と大幅に減少しているが、現在の実績に至るまで苦労された体験談について
- (4) 不妊・去勢費用の助成金について、メス猫21,000円（妊娠中29,000円）、オス猫13,000円、麻酔のみ10,000円が助成されているが、当該助成金で登録団体の金銭的な負担はなく去勢等の処置が行われているか
- (5) 地域猫・犬への取組みにおいて、自治体、保健所、獣医との連携はどのように行われているか。また、自治体と地域（自治会）、ボランティア団体との連携はどのように行われているか
- (6) 助成金の申請から支出までにおいて、不妊・去勢等の実態の確認等をどのように行っているか

**【避難所へのペットの同行避難について】**

- (1) 同行避難できるペットの範囲について
- (2) 同行避難したペットにおける、避難所での飼育場所や衛生面への対応について
- (3) ペットと同行避難する場合の、事前の区役所等への登録や申込等について
- (4) ペットの同行避難を拒否する場合について

6 視察の目的：

**【地域猫・犬への取組みについて】**

屋外の猫問題は全国的な問題であり、ただ飼い主のいない猫を排除すればよいという問題ではなく、地域住民との共生を目指し、飼い主のいない猫の数をこれ以上増やさないことを目的とし、住民ボランティア団体、町内会、自治体と連携し問題に取り組むことが大切である。そのため、先進事例である荒川区を調査・研究するもの。

**【避難所へのペットの同行避難について】**

災害時における最優先は自身の安全確保であるが、飼い主にとってペットは家族であり、災害時にはペットを救出に向かった飼い主が災害に巻

き込まれる事例も多く報告されている。同行避難は、ペットの安全確保しつつ、飼い主の安全確保にもつながるため、先進事例である荒川区を調査・研究するもの。

## 7 施策等の概要

### 【地域猫・犬への取組みについて】

屋外の猫問題の解決に取り組もうとする地域の方々からの申請を区は受け付け、一定の要件を満たし、審査を経たうえで荒川区に登録された団体に、不妊・去勢費用の助成等の支援を行っている。

### 【避難所へのペットの同行避難について】

荒川区では、令和2年にペットの避難場所を事前に指定しており、大規模水害時避難場所対応マニュアルや荒川区地域防災計画にてペットとの同行避難について対応マニュアルを作成し、区報にて同行避難についての啓発活動も行っている。



荒川区役所 健康部長 挨拶

## 8 主な質疑応答

**Q 1 同行避難の制度についての小中学校の児童生徒への学習について。**

A 1 小中学校へ出向いての啓発等を行っていないが、ホームページや区報、チラシ等を配り、講演会などを行っている。

**Q 2 捕獲器1台の費用、そして木酢液、超音波式猫撃退器等にかかる費用について。**

A 2 捕獲器1台の費用は1万円から1万5千円程度である。器材やマナープレートなどの全ての消耗品については令和5年度の予算で、約30万円前後である。

**Q 3 地域猫活動について、一定の成果がでていますが、区としての最終目標について。**

A 3 目標値として数値目標は掲げていないが、飼い主のいない猫の減少が目標である。屋外猫の数はデータとして減少傾向にあり、地域の問題は地域で解決できるようになることが目標の1つと考えている。

**Q 4 地域の高齢化等が進んでいく中、次の担い手への引継や後継者問題への対応について。**

A 4 飼い主のいない猫対策情報連絡会を開催し、町内会や獣医師会の代表等を招き、協議を行っている。ボランティア団体の活動やメッセージをホームページ等で掲載し、新たなボランティアメンバー加入につながる周知・広報を行っている。

**Q 5 不妊・去勢手術の助成金の中で、麻酔のみの場合とはどういった場合を指すのか。**

A 5 去勢手術をした猫は、基本耳のカットを行うことにしているが、去勢手術をしているにも関わらず、耳がカットされていない猫を捕獲した場合の手当を指す。

Q 6 木酢液、超音波式猫撃退器等の効果について。

A 6 忌避剤の効果について、市民からの意見は賛否両論ある。木酢液が効かないという市民には、ガーデンバリアといった機械を貸し出すこともある。今は、忌避剤とプレートや器材、そしてガーデンバリアの3つを場面に応じて使い分けている。

## 9 考察

### ア 現状や事業効果

#### 【地域猫・犬への取組みについて】

荒川区及び東京都は、飼い主のいない猫問題を地域の問題としてとらえ、住民や関係者との合意と協力の下で取り組んでいる。

地域猫の問題について、対策の1つとしてTNRを行っている。TNRとは、Trap（捕獲）、Neuter（不妊・去勢）、Return（元いた場所へ）の頭文字をとった言葉で、ボランティア団体が猫を捕獲し、獣医師が不妊・去勢手術を行い、保健所が調整を行い、元いた場所へ返す一連の流れのことを指す。この3者の間で協議を重ね、平成20年度から飼い主のいない猫制度を発足した。

この制度では、登録団体として区の審査を経た団体に援助を行っており、不妊・去勢手術については協定を締結した都内動物病院について全額助成を行っており、全額助成を行っている自治体は全国的にも珍しい。

登録団体の要件や支援内容及び実績については以下のとおり。

#### ●登録団体の発足の要件

区内に在住または在勤で、区内に活動地域を定めること。そして世話をする猫がいる地域の方に理解が得られるような活動であること。

登録の流れは住民が保健所に相談の上、発足となる。その後、保健所と団体で活動地域の町内会に赴いて、説明し理解を得た上で登録となる。

現時点での登録団体は50団体で329名が活動を行っている。

#### ●保健所の支援内容

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術の費用の助成。不妊・去勢手術を目的とした捕獲器具の貸出し。適正管理活動等についての情報提供・助言。

地域住民への説明や広報媒体での制度の周知等を行っている。

●登録団体から区民または他の団体へのレクチャー

経験が浅い団体や区民については、適宜経験のある他の団体からレクチャー等のサポートを受けることが可能である。具体的内容として捕獲器の使い方の指導や木酢液や超音波式猫撃退器の貸出し等がある。

●不妊・去勢手術

協定を結んだ区内動物病院において、助成金の申請があった飼い主のいない猫にかかる手術については、下記金額を上限として、区から動物病院に対し助成金を支払っている。そして、手術を施した猫については、判別のため左耳に耳カットを行うようにしている。

【不妊・去勢手術の助成金額】

内容	助成金額
オス去勢	13,000 円
メス去勢	21,000 円
メス堕胎	29,000 円
麻酔のみ	10,000 円

※麻酔のみについては手術済みを捕獲した場合

●手術後の猫の管理

手術後は活動地域の猫の状況について、毎年 1 回活動報告書を提出してもらっている。またボランティア団体や獣医師との連携について、情報交換の場を別途設けている。

●実績の推移

不妊・去勢費用助成実績については平成 24 年度までは増加していたが、それ以降減少傾向にあり死体処理件数についても毎年減少傾向にある。このことから、区内における飼い主のいない猫の数は減少傾向にあり、本事業の効果が出ていると考えられる。

**【不妊・去勢費用助成実績】**

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
合計	235	335	352	436	424	353	289	250	212

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	累計
合計	250	195	185	161	88	35	3800

**【荒川区清掃事務所における死体処理件数（飼い猫を除く）】**

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
合計	563	532	477	423	349	316	322	218	208

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
合計	185	180	177	128	78	80

**【避難所へのペットの同行避難について】**

令和元年度の台風17号の被害を受けた際、避難場所におけるペットに関する苦情等を受け、ペットの同行避難について検討を開始した。

その後、あらかじめ区報等で区民に対し、ペットの避難について啓発を行っている。啓発内容として、「事前にペットの避難場所（親戚やペットホテル）を検討しておくこと」、「危険がない場合には在宅すること」、「やむを得ない場合は同行避難すること」その際は、ペットの水やケージを持参することなどを啓発している。

また、令和2年度からペットの避難場所を事前に指定しており、場所は小学校や公共施設とし、アレルギーやトラブルを避けるため、避難スペースは人と分け、避難階段等にスペースを設け、区の職員で運営を行っている。また、各避難所ごとに対応マニュアルを作成し、毎年1回避難場所ごとに区の職員と施設管理者と話し合いや研修を行い、マニュアルの更新も行っている。

動物への救護体制等については、荒川区の地域防災計画に短期と長期に分け記載している。短期的（震災後概ね1ヶ月）には、荒川区災害動物救援本部を立ち上げ、負傷動物の救護や自宅や避難所に避難できない場合の保護動物の収容を行い、保護動物については東京都動物愛護相談センターに送られる。さらに長期的には、被災ペットの収容や譲渡事業を東京都動物愛護相談

センターが担うこととなっている。

## ●今後の課題

### 【地域猫・犬への取組みについて】

地域猫活動の課題の1つとして、「登録団体の適正な活動」と「無責任なえさやりだけの行為」が同一視され、登録団体の方が非難を受けることがある。飼い主のいない猫問題を解決するため、猫に不妊去勢手術を施すことで繁殖を抑え、一代限りの命を地域で見守る活動を地域住民への広く知ってもらうことが課題である。

2つ目の課題として、登録団体の構成員の高齢化、担い手不足がある。構成員の区外への転出や、死亡する数に対し、新たに加入する構成員が少ないため、構成員数は近年減少傾向にある。そのため区では、区報やホームページ等でのボランティア募集や、町会へ出向き団体発足の説明会や掲示板への掲載を行い新規ボランティアの獲得に努めている。

### 【避難所へのペットの同行避難について】

ペットが負傷していて、一時避難所でのペットの受け入れが難しい場合、動物救護センターに一時的に避難することになる。しかし、飼い主は被災時に各避難所から動物救護センターに通うことが難しいことや、センターは場所や収容体制については確保できているが、救護体制は未だ不十分であり、万全とは言えないことが課題である。

また、有事の際に協力してもらえるボランティアの不足や高齢化への対策も課題である。

## イ 本市に導入できることや検討

### 【地域猫・犬への取組みについて】

地域猫の問題は全国的な問題であり、本市においても増え続ける飼い主のいない猫に対する無責任なえさやり、糞尿被害などの問題を抱えている。荒川区の活動実績とその効果をみてわかるとおり、ボランティア団体、地域住民、行政の3者が協働し、捕獲、去勢手術、返還の活動を行うことでこの問題に対し、一定の効果をもたらすことが期待される。

### 【避難所へのペットの同行避難について】

日本全国においてペットの家族化は進んでおり、ペットの同行避難はペットを救うことだけでなく、ペット救出のために飼い主が災害に巻き込まれることがないように、そして全ての住民が躊躇なく避難できる体制が作られる等の効果も期待できる。

### ウ 本市に導入した場合の課題

#### 【地域猫・犬への取組みについて】

地域猫活動はTNRと呼ばれ、地域猫の給餌や管理等も含まれるが、ボランティア団体とは全く別の市内外からの勝手なえさやりと混同されることが多い。この問題は地域住民のボランティア活動への反発を生み、ボランティア団体、地域住民、行政の連携の妨げとなってしまう。この対策として地域猫活動について、事前に地域住民に説明を行い理解と協力を得ることが不可欠である。また、行政はホームページや看板等によりボランティア団体以外のえさを防ぐ広報等も必要となる。

#### 【避難所へのペットの同行避難について】

地震災害時において同行避難を行った自治体の中で、避難所や仮設住宅でのペットの飼育状況について、鳴き声や糞尿等の問題が発生している。これらの問題は、行政側におけるペットの取り扱い等のルール作りが事前になされていないこと、そして飼育者のペットのしつけ不足やペットへの防災対策不足も原因の1つである。そのため課題として、対応マニュアルの作成と周知、そして同行避難について市民に対し徹底した広報活動を行い、理解を深めてもらうことが挙げられる。



担当課説明の様子